令和３年度　学校いじめ防止基本方針

北九州市立門司海青小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

北九州市は、児童（生徒）の尊厳を保持する目的のもと、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第１３条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

（定義）

法第二条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

１　いじめに対する基本姿勢

「これからの生徒指導の推進に当たって～生徒指導実践資料第４集～（令和３年３月北九州市教育委員会）」より

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、上記３つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、児童の実態に応じた取組を図る。また、市や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

⑴　自校の課題

- **自他のよさを認めたり課題を受け止めたりして仲間意識をもち、よりよい人間関係を築く力を高めていくこと。**
- **規範意識を育て、進んできまりを守る態度を育成すること。**

⑵　学校としてなすべきこと

①　いじめに対する正しい認識を共通理解する

- どんな理由があっても、いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為も、いじめる行為と同様に許されないという強い認識を持つ。
- 児童に対して、いじめられている人を助けることは、いじめている人を助けることにもなるという認識をもたせる。
- 教師一人一人がいじめの問題の重要性を正しく認識し、児童のわずかなサインもキャッチできるよう、定期的なアンケートの実施及び面談を行うとともに、日頃から教職員

間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。

- 教職員用の指導書「これからの生徒指導の推進に当たって～生徒指導実践資料第４集～」等を中心に、校内研修会を実施し、教職員のいじめ防止に対する感度を高めたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを講師として事例研究やカウンセリング研修を行い、教職員のカウンセリング能力の向上に努めたりすることで、いじめに対する正しい認識を共通理解し、組織的な体制を整える。
- 特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- **発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめに対しては、障害の特性への理解を深めるとともに、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。**

② 教育相談活動を充実し、全教育活動を通した生徒指導の展開を図る

- いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうるという危機意識をもつこと。
- 定期的なアンケートを実施するとともに、教育相談活動を充実し、小さないじめも見逃さず、いじめが起きたときの対処療法的な対応にとどまるだけでなく、全教育活動を通して、いじめを未然に防ぐように積極的な指導を展開する。
- 「これからの生徒指導の推進に当たって～生徒指導実践資料第４集～」のＰ７７「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（例)」を参考にし、これまでの教育活動を振り返り、評価・改善していく。
- いじめの早期対応にあたっては、校内いじめ問題検討委員会等で、全教職員で一致協力して継続的に取り組む。

③ 家庭・地域・関係機関との連携を深める

- 入学式等をはじめ各年度の開始時において、「学校いじめ防止基本方針」や「校内いじめ問題防止検討委員会」について説明し、児童・保護者・地域に周知する。
- いじめの未然防止や早期発見のために、また、いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけでなく家庭・地域・関係諸機関と連携する。
- 日頃より家庭訪問を行い、保護者とコミュニケーションをとり信頼関係を築く。
- 必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関との連携協力を図る。特に、暴行や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力し対応する。

④ 「いじめ撲滅強化月間」での効果的な取組の強化を図る

- ９月の全市一斉「いじめ撲滅強化月間」において、児童の自主的・自発的な取組を中心に、全校でいじめ撲滅に向けた取組を行う。
- ９月「いじめに関するアンケート（全市一斉アンケート)」を効果的に活用して、全児童にアンケート後の面談をすることにより、いじめの早期発見に努めるとともに、誰もが相談しやすい体制整備に努める。

⑶ 教師としてなすべきこと

① いじめを見抜く感性を磨くこと

いじめは、教師の目の届きにくいところで起こる。「これからの生徒指導の推進に当たって～生徒指導実践資料第４集～」のＰ７７「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（例)」等を参考にし、教師自身がいじめを見抜く感性を磨くことが必要である。

② 不安や悩みを受容する姿勢を持つこと

児童の話を最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、問題の解決に向けて粘り強く対応する。

③ 「自信」と「やる気」を引き出す授業に努めること

教師と児童との信頼関係に基づいた授業を実践し、児童の「自信」と「やる気」を引き出す。

④ 居心地のよい学校・学級づくりに努めること

教職員と児童及び児童相互の温かい人間関係を基に、学校や学級を児童にとって落ち着ける場にする「居場所づくり」、すべての児童が活躍し、自己存在感を感じられるとともに互いが認め合えるようにする「絆づくり」を通して、すべての児童にとって「居心地のよい学校・学級づくり」に努める。

⑤ 一人一人の心の理解に努めること

連絡ノート等を通した心の交流をしたり、休み時間や清掃時間も児童と一緒に活動したりして、全児童に１日に１回は声かけするよう心がける。

⑥ いじめは許さないという学級風土をつくること

道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃からどんないじめも許さない学級の風土をつくる。

⑦ 子どもの姿を見つめること

いじめが起こっていない状態をしっかりと把握し、アンテナを高くして、児童の少しの変化も見逃さないように、日頃の児童一人一人の様子を観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。

⑧ 互いに個性を認め合う学級経営に努めること

児童の不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけにならないように、児童同士が一人一人の違いを個性として認め合えるような学級経営に努める。

⑨ いじめを受けた児童を最後まで守ること

いじめを受けた児童の苦しみを受容し、「いじめられている子どもを守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。

⑩ 教師間で連携・協力して問題の解決にあたる

担任は日頃から開かれた学級経営に努め、学級間はもとより近接学年や職員間などで児童の様子を話し合い、教師一人が問題を抱え込むことなく、他の教師に協力を求めて問題の解決にあたる。

⑪ 児童や保護者からの声に誠実に応える

日頃から、いじめられている子やその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がける。

２ いじめの防止

（「いじめの防止等のための基本的な方針」別添２「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」　文部科学省より）

⑴ 基本的な考え方

- いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で取り組む。
- 児童同士、児童と教職員の信頼関係を築く。
- 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを心がける。
- 児童が互いに認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出せるよう指導する。
- 未然防止の取組が成果を上げているかは、日常的に児童の行動を把握したり、定期的なアンケートや児童の欠席日数などで検証したりし、改善点について等を検討し、ＰＤＣＡサイクルに基づく取組を継続する。

⑵ いじめ防止のための措置

① いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するとともに、日頃より教職員全体の共通理解を図る。
- 児童に対して、全校集会や学級活動等で校長や教職員が、日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは

人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体で醸成する。
・　どのようなことがいじめにあたるのかを具体的に挙げ、目に付く場所に掲示するなどし、児童に認識させる。

②　いじめに向かわない態度・能力の育成

・　道徳教育や人権教育を充実させるとともに、読書活動・体験活動を推進し、児童の社会性を育む。
・　社会体験・生活体験などの活動を通し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
・　自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力を養う。
・　児童が円滑に他者とコミュニケーションがとれる能力を育む。

③　いじめを生まないための指導上の注意

・　授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを心がける。
・　学級や学年の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりに取り組む。
・　教職員の不適切な言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように細心の注意を払い指導を行う。
・　教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
・　発達障害等について、適切に理解したうえで指導に当たる。

④　自己有用感や自己肯定感の育成

・　教育活動全体を通じ、児童自らが活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をすべての児童に提供できるように努める。
・　校外での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められているという思いが得られるように工夫する。
・　困難な状況を自ら乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高める。
・　自己有用感や自己肯定感は、発達段階に応じて身につくことを踏まえ、小中一貫・連携教育や小小の連携を充実させ、幅広く、多様な目で児童を見守る。

⑤　児童自らがいじめ防止・撲滅について考える取組

・　児童会を中心に、児童自身が人とのよいつながりをつくり、いじめの防止を訴える取組を行う。（あったかハートの取組等）
・　教職員が、すべての児童が活動の意義を理解し、主体的に参加できる体制になっているかをチェックしながら、適宜アドバイスしていく。

3　いじめの早期発見

（「いじめの防止等のための基本的な方針」別添２「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント　文部科学省より）

⑴　基本的な考え方

・　いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われることを共通理解する。
・　些細な兆候を見逃さず、「いじめではないか」との疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく複数の教職員で関わり、積極的に認知する。
・　児童（生徒）の見守りや信頼関係の構築等に努め、教職員相互が積極的に児童（生徒）の情報交換を行い、情報を共有する。
・　グループ内のいじめでは被害者の訴えがないことが多いため、常日頃より児童の動きを細かく観察する。

⑵　いじめ早期発見のための取組

①　アンケート

・　必ず学期に１回以上、いじめに特化したアンケートを行い、いじめの実態を把握する。
・　保護者向けのアンケートを行い、家庭において子どもからの訴えがないかを把握する。
・　９月に行われる全市一斉のいじめに特化したアンケートを活用し、学校全体でいじめの実態を把握する。

② 教育相談体制

- 学期に１回以上の定期的な教育相談によりいじめの実態の把握に努める。
- 教師と児童の日常のコミュニケーションをより大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- 家庭訪問等を通して、教師と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気を作る。
- 児童が誰にでも相談できるような体制づくりを行う。
- 気になる児童の情報を全教職員で共通認識しておく。

③ その他

- 休み時間や放課後等さまざまな場面で、教職員で児童を見守り、動きを把握する体制づくりを行う。
- 日記や生活ノート、相談箱を設置すること等から、児童の悩みを把握する。
- 相談電話（２４時間子ども相談ホットライン等）を周知する。

４ いじめに対する措置

（「いじめの防止等のための基本的な方針」別添２「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント　文部科学省より）

⑴ 基本的な考え方

- 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- 被害児童を守り通すとともに、加害児童には毅然とした態度で指導する。
- 全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。

⑵ いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- 児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、校内いじめ問題検討委員会等で情報共有する。
- 速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- 校長が事実確認の結果を教育委員会に報告する。
- 解決困難な問題への対応については、中立的な視点から法的助言を受けられる弁護士（スクールロイヤー）を活用することで問題の早期解決を図る。
- 重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、警察署に相談または通報する。

⑶ いじめられた児童生徒又はその保護者への対応

- いじめられた児童から、事実関係の聴き取りを行う。
- いじめられている児童や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える（即日対応）。
- いじめられた児童にとって信頼できる人（友人や教職員、家族等）と連携し、寄り添い支える。
- 安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて別室で学習させる。
- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守る。

⑷ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- いじめた児童から事実関係の聴き取りを行う。
- いじめがあったことが確認された場合、組織的に対応し、謝罪や二度としないことの約束等を行う。
- 聴き取りした内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- 保護者と連携して、対応を適切に行えるよう協力を求め、継続的な助言を行う。
- 児童にいじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- いじめた児童が抱える問題にも目を向け、継続的に指導・支援する。

⑸ いじめが起きた集団への働きかけ

・　観衆や傍観者の児童に対しても、自分の問題としてとらえるように指導する。
・　いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持もつように伝える。
・　はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
・　学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育む。

⑹　ネット上のいじめへの対応

・　ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
・　児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
・　児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組を周知する。
・　情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。

５　いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

１学期		２学期		３学期	
期日	活動内容	期日	活動内容	期日	活動内容
4月	職員会議①	9月	**いじめ撲滅強化月間**	1月1	職員会議③（後期上旬の取組の点検・評価等）
4月	児童理解研修				
5月	いじめアンケートに関する研修	9月	定期的なアンケート②（生活アンケート等）	1月	**いじめに関するアンケート③**
5月	**いじめに関するアンケート①(心のアンケート)**		**及びいじめに関するアンケート（全市一斉アンケート）・面談**		**教育相談③（いじめに関するアンケートを基に）**
	教育相談①（いじめに関するアンケートを基に）	9月	**教育相談②（いじめに関するアンケートを基に）**	1月	いじめ防止検討委員会
5月	いじめ防止検討委員会	9月	いじめ防止検討委員会	2月	校内研修会④（アンケート結果を基にした取組の確認）
6月	いじめ防止検討委員会				
	校内研修会①（アンケート結果を基にした取組の確認）	10月	学級活動（いじめ問題に関する取組）	2月	いじめ防止検討委員会
6月	道徳（いじめ問題に関する取組）	10月	職員研修（「新版いのち」の活用について	3月	職員会議③（１年間の取組の点検・評価、児童理解等）
7月	保護者懇談会①	10月	「命の日」実践		
		10月	いじめ防止検討委員会		
7月	職員会議②	11月	いじめ防止検討委員会		
	（前期上旬の取組の点検・評価、９月いじめ撲滅強化月間取り組みの確認等）	11月	人権週間の取組		
		12月			
		2月	保護者懇談会②		
7月	校内研修会②（いじめのチェックポイントを活用して等）	12月	職員会議②（２学期の取組の点検・評価）		

※　必要に応じて、学年ごとの取組を計画してください。

６　いじめ防止等の対策のための組織
⑴　校内いじめ問題防止検討委員会

（学校におけるいじめ防止対策のための組織）
法第二十二条　学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

①　校内いじめ問題防止検討委員会活動方針

- 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- 重大事態となる恐れのあるいじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核

②　校内いじめ問題防止検討委員会組織

《教職員関係者》

役職	氏名	役職	氏名
校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭		１年学年主任 ２年学年主任 ３年学年主任 ４年学年主任 ５年学年主任 ６年学年主任	

《外部関係者等》

役職	氏名	役職	氏名
スクールカウンセラー スクールサポーター		スクールソーシャルワーカー	

③　校内いじめ防止検討委員会活動計画　　※ＰＤＣＡサイクルに基づいた取組を計画する

１学期		２学期		３学期	
期日	活動内容	期日	活動内容	期日	活動内容
４月 ７月	組織発足・顔合わせ 委員会活動方針確認 いじめ防止基本方針の確認 取組評価アンケート実施① 状況確認、情報共有 夏季休業中の連絡体制確認 委員会活動の点検・評価及びいじめ防止基本方針の検討 前期後半の活動方針検討	８月 12 月	夏季休業中の情報共有 取組評価アンケート実施② 状況確認・情報共有 いじめアンケート及び面談結果について 冬期休業中の連絡体制確認 委員会活動の点検・評価及びいじめ防止基本方針の検討	２月	取組評価アンケート③ 年間活動の評価 次年度のいじめ防止基本方針および委員会活動方針検討、確定

※　定例会は月に１回行う。（毎月最終の 木曜日１６時００分から）

⑵ 関係機関・相談機関との連携

① 連携の必要性

次のような状況がある場合、指導の効果を見極め、適切な時期に適切な関係機関と連携を図る。

- 心理的なケアが必要であると判断した場合
- 被害児童の安全が脅かされるおそれがある場合
- 児童や保護者が、教師には相談しにくい状況にあると判断した場合
- 問題行動を繰り返す児童の処遇や、家庭環境に配慮を要する児童の対応に関する場合
- 学校間・異年齢にまたがる集団による場合　等

② 連携のための配慮事項

- 関係機関・相談機関との連携は、校長が判断し、学校の指導体制の一環として行う。
- 学校が関係機関から連絡を受けた場合は、校長が教育委員会に報告する。
- 安易に関係機関や相談機関に依頼したり、連携後に任せっきりになったりしないようにする。
- 保護者に関係機関・相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを十分に受け止め、保護者が学校や教師に不信感を生まないよう十分に配慮する。

③ 関係機関・相談機関一覧表

関係機関		**相談機関**	
機関名	**連絡先**	**機関名**	**連絡先**
教育委員会指導部　指導第二課	５８２－２３６９	２４時間子ども相談ホットライン	８８１－４１５２
特別支援教育相談センター	９２１－２２３０	ハートケア北九州 （北九州少年サポートセンター）	８８１－７８３０ （月～金　9時～１７時４５分）
子ども総合センター	８８１－４５５６	子ども人権１１０番 （法務局・地方法務局）	０１２０－ ００７－１１０ （月～金 8時３０分～ １７時１５分）
門司区子ども・家庭相談コーナー	３３２－０１１５	いのちの電話	６７１－４３４３ （２４時間）
門司警察署生活安全課少年係	３２１－０１１０	チャイルドライン	０１２０－ ９９－７７７７ （月～土　１６時～２１時）
精神保健福祉センター	５２２－８７２９		

7　重大事態への対処

⑴　いじめの疑いに関する情報

○　校内いじめ問題防止検討委員会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
○　いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告

⑵　重大事態の発生

○　教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長等に報告）

- 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間３０日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと言う申立てがあったとき」

⑶　教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

①　学校を調査主体とした場合

※　教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

ア　校内いじめ問題防止検討委員会を活用

※　組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないスクールカウンセラー等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性や中立性を確保する。
※　いじめ防止検討推進法第２２条に基づく「校内いじめ問題防止検討委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

イ　校内いじめ問題防止検討員会で、事実関係を明確にするための調査を実施

※　客観的な事実関係を速やかに調査し、いじめ行為の事実関係を可能な限り明らかにする。
※　学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合う。
※　これまでに先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

ウ　いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※　調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で経過報告を行いながら情報を適切に提供する。
※　関係者の個人情報に十分な配慮をする一方、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠らないようにする。
※　アンケート結果をいじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

エ　調査結果を教育委員会に報告（※　教育委員会から市長等に報告）

※　いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

オ　調査結果を踏まえた必要な措置

②　教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力